

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造は、65～69歳の前後と40～44歳の前後にそれぞれ「団塊の世代」「団塊ジュニア」世代の山が存在しており、全国的な傾向と比べると若年層において若干厚みをもっており、少子高齢化が抑制されているものの、大まかな傾向はほぼ同じである。

産業構造及び中小企業者の実態としては、本市の都市計画上の用途地域において「工業地域」の指定を行っていないため、大阪府内で一般的に多い製造業が極端に少なく、特に小規模事業者は卸売・小売業・サービス業が占める割合が多いことが特徴である。

現在、本市は北大阪急行線の延伸事業を進めており、新駅周辺には大規模小売店舗等の進出が想定される中、資金不足や高齢化により店舗・設備の更新や経営の改善が図れていない事業者が多く存在しており、今後経営状態が悪化していくことが予想される。そのような事業者が経営改善を行っていくために、本計画に基づく先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図っていくこととする。

#### (2) 目標

本計画を策定することで、「箕面らしさ」を生かしたまちづくりを進めていく。「箕面らしさ」とは、自然あふれるまちなみの維持と魅力ある商工業の発展の両立を目指すものであり、魅力ある商工業の発展のためには、地域の特性を活かした個性あふれる魅力的な店舗が地域で存在感を放ち続けることが必要である。

そのために、本計画に基づく先端設備等の導入を促し、先端設備等導入計画の認定20件を目標値とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本市の産業は、小売業・サービス業等が中心ではあるものの、その他様々な業種が箕面市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

本市の産業は、市街地の西部、東部、中部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、小売業・サービス業等が中心ではあるものの、その他様々な業種が箕面市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上は向上すると見込まれる事業であれば、業種に拘らず対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間の3区分とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 自然環境を悪化させると認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、自然環境の保全や景観の維持に配慮する。